

「東和銀行」に対する特定専門家派遣の決定について ～東和銀行の東和地域活性化ファンド(仮称)組成及び運用に関するノウハウ移転～

株式会社地域経済活性化支援機構(以下「機構」という。)は、株式会社地域経済活性化支援機構法(平成21年法律第63号)第32条の11第3項の規定により、株式会社東和銀行(以下「東和銀行」という。概要は別記)に対して特定専門家派遣をする旨の決定を行い、本日付で特定専門家派遣契約を締結しましたので、お知らせいたします。

東和銀行は、「東和地域活性化投資事業有限責任組合(東和地域活性化ファンド)」の組成を予定しており、東和銀行の営業地域内で、観光産業支援や中小企業の事業承継支援などを目的として、リスクマネーの供給及び投資後のハンズオン支援を行っていく方針です。

こうした地域金融機関による地域経済活性化の取組をより一層深化させていくためにも、今般の特定専門家派遣を通じ、東和銀行へ機構の有する地域活性化に資するファンドの組成及び運用に関する実践ノウハウを移転し、東和銀行が取り組む地域密着型金融の深耕を図っていきます。

機構は、特定専門家派遣を通じ、機構内に蓄積されたノウハウを地域金融機関に移転することにより、地域における活性化支援の担い手である地域金融機関の支援能力の向上に寄与し、自律的かつ持続的な地域活性化が行われるよう引き続き努めてまいります。

以上

<お問い合わせ・ご相談の連絡先>

株式会社地域経済活性化支援機構

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-6-1 大手町ビル9階

代表：TEL 03-6266-0310

地域活性化支援部：TEL 03-6266-0590

別記

○東和銀行の概要(平成30年3月末時点)

社名:株式会社東和銀行

本店所在地:群馬県前橋市本町二丁目12番6号

資本金:386億円

設立:大正6年6月11日

代表者:取締役頭取 吉永國光

預金残高:1兆9,528億円

貸出金残高:1兆4,107億円

従業員数:1,518人